

次期学習指導要領等に向けた審議まとめへの意見

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 小林 繁

次期学習指導要領等に向けた審議まとめの公開にあたり、教育課程企画特別部会において意見を発表させていただく機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会（以下、全特協）は、昭和39年に全国特殊学級設置校校長研究協議会として設立されて以来、特別支援教育の充実に努めてまいりました。現在は、公立小・中・義務教育学校のうち、特別支援学級や通級指導教室を設置する学校の管理職により構成する校長会組織（会員校数：約1万8,400校）となっています。本協会は特別支援教育の更なる充実を目指し、研究協議会や調査等により各地域の実態把握や課題解決に有用な情報共有を続けております。

社会状況や家庭環境の変化とともに、本人・保護者や地域、関係機関等から学校教育に対する期待は益々広がってきていると考えます。その一方で、教員選考の応募倍率の低下等いわゆる「教員離れ」や「働き方改革」といった課題に各学校は直面しています。今回示された方策が、現状を踏まえた実行性ある内容となりますことを願い、意見を述べさせていただきます。

1 特別支援教育の充実への期待

通常の学級を含む全教員の特別支援教育に関する知識・理解を深めていくことによって、多様な子供がいることを前提とした授業づくりや学級・集団づくりが可能となると、全特協としても同様に考えます。

基礎的環境整備を整え、具体的に合理的配慮がしっかりと行われ、D・E&Iの拡充が各校でなされていくことにより、校内体制も充実していくものと考えます。校内委員会が充実し、支援者間、指導者間の共通理解が進むことによって、重層的な指導・支援における第1層支援である通常の学級をしっかりと充実していくこと。教室・学習環境の整備、デジタル学習基盤の活用を促進し、基礎的環境整備を進めていくこと。多様な子供の実態に応じて、クラスワイドな教材、指導の工夫が実現すること。「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」などが活用されること。このようなことが、特別支援教育の充実に繋がると考えます。とりわけ校内委員会の組織的な対応が実現するためには、特別支援教育の推進役である特別支援教育コーディネーターが機能することが重要だと考えます。

【提言 1】特別支援教育コーディネーターが活躍できる環境整備策の明確化

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育の中核的な立場となり、通常の学級と通級による指導や特別支援学級、関係機関をつなぐ連絡・調整役を担います。児童生徒の実態把握、校内委員会や研修会の企画運営、保護者相談の窓口など、役割が多岐に渡る中で、学級担任や養護教諭などが兼務して指名されることが多いのが現状です。各校の実態に応じて複数指名して業務を分担するなどの工夫がなされていますが、児童生徒の実態を把握して早期に支援策を提起したり、校内で指導的な役割を発揮したりするための十分な時間が確保できていない状況もあります。

そこで、特別支援教育コーディネーターが、特別支援教育の推進役として活躍できるように、専任化を進めることや、業務軽減が必要であることを明示されるとよいと考えます。また、負担が少なく専門性を高めることができる研修システムを整える必要があることも示されるとよいと考えます。

2 通級による指導の充実、柔軟な教科指導への期待

通級による指導における改善の方向性につきましては、通級による自立活動の指導が更に充実し、通常の学級における柔軟な教育課程に繋がっていくという期待の声も各会員から上がっております。

指導の連携、とりわけ通級による指導における自立活動の指導と通常の学級における各教科等の関連が重要であると明示されたことには、期待の声が多く上がってきているところです。そのことによって、本人、保護者のニーズにも対応していくことに繋がると受け止めています。

通級による指導を受ける場合の特例的な取扱いとして、教科の内容の一部を通級による指導で行うことができるなど柔軟な対応を可能とすることが示されていますが、学習面で何らかの困難さを抱えている子供が多い中で、支援の幅が広がるのではないかと期待する声が小学校の会員から寄せられています。一方で、中学校は教科担任制であり、通級担当教諭は自分の専門教科については可能であるが、免許外の教科についての指導はできないという課題があることや、各教科の評価や内申等の扱いに懸念があるなど、進路選択を目前に控えている中学校会員からの声として上がってきています。

また、授業時数は、下限を定めず、1年間の中でも、弾力的な運用を促す旨を示すことが考えられると示されたことについては、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた柔軟な対応を可能にすると期待する声が上がっています。一方、年度途中で授業時数が増えた場合の指導体制について不安を抱く声もあります。

【提言 2】特例的な取扱いの丁寧な説明と教員定数の更なる改善

特例的な取扱いにつきましては、今回の審議まとめでも丁寧に説明いただいていますように、特に必要がある場合が大前提であることを強調いただき、単なる個別学習というような誤解をしないように伝えていくことが大切であると考えます。

また、授業時数の弾力的な運用及び教育課程の特例的な取扱いにつきまして、働き方改革に留意することを明示するとともに、実現が可能となりますように教員定数の更なる改善が必要であると考えます。

通級による指導の児童生徒数の1年間の推移については、各自治体における就学相談システムによる違いはありますが、教員1名あたりの担当児童生徒数は年度途中で増えていく状況があります。年度途中に通級による指導を開始することは、指導や支援を早期に開始するために有用ですが、年度途中で教員加配されない中では、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた柔軟な対応をするほど、教員の負担が増えます。

児童生徒13人に対して教員1人を配置する基礎定数化の実施に向けた財源の確保について感謝するとともに、今回の改訂を円滑に実施するためには、教員定数の更なる改善が必要不可欠であると考えます。

3 特別支援学級における指導の充実への期待

特別支援学級の現状につきまして、教員の特別の教育課程の編成への理解及び特別支援教育に関する専門性が足りない状況が生じているという課題があることは、全特協としても同様の認識です。

今回の審議まとめの特別支援学級の質の確保に向けた方策が、各校における課題解決に向けた取組や、市区町村の教育委員会の取組の促進につながることを期待しています。特性や学習進度等に応じた指導方法の工夫や学習環境の設定、学習活動や学習課題の提供等により子供たちが自ら学習が最適となるよう調整していくための支援が必要であること。デジタル学習基盤の活用。交流及び共同学習の有用性。自立活動の指導の明確化。これらの方策が、特別支援学級の質の確保につながることを全特協としても願っています。とりわけ、自立活動と交流及び共同学習については、特別支援学級担当教員だけでなく全教員の理解を促進して、学校全体で充実を図ることが重要であると考えています。

一方、特別支援学級の質を確保する上での課題も寄せられています。特別支援学校教諭免許のない教員が多く、初めて担当する教員や初任者も増加している実態。子供8人に教員1人で年度当初から最大数

の人数を担当している教員が、自立活動について理解を深め、特性に応じた実践を継続することが困難な現状にある実態。障害程度が重度・重複化し、学校教育法施行令 22 条の 3 の障害の程度の児童生徒も年々増えている現場の実態。小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級では、1 年生から 6 年生まで 6 学年の児童について学年別の学習内容をどのように確実に進行できるか不安な声もあります。

【提言 3】教員の専門性を担保するための研修体制の整備と指導体制の充実

特別支援学級の質の確保を図る上では、担当教員の専門性や指導力の向上が必要です。しかし、初任者や特別支援教育の経験がない教員、個に応じた指導を担うことが難しい教員が配置されることもある現状を踏まえ、過度な負担とならずに専門性を高める研修体制を整えることが重要であると考えます。

また、障害の多様化、重度化が進む実態がある中で、指導の質を高めるためには指導体制を充実させることが重要です。学級編制基準を引き下げるなど、特別支援学級担任が子供一人一人の特性に応じていけるように体制を整えることが必要だと考えます。また、特別支援学校に比べ、PT（理学療法士）・OT（作業療法士）・ST（言語聴覚士）等の専門家からの助言を受ける機会が少ない状況があり、これらの人的支援を充実することも必要だと考えます。

4 高等学校、幼稚園における改善への期待

高等学校と幼稚園における改善の方向性が示されたことは重要であると考えます。

子供の障害の状態、特性による困難さは成長とともに変化し、成人後も支援を必要とすることが多くあります。通常の学級に在籍している多様な支援を必要とする子供が中学校を卒業した後に、高等学校において障害の状態等を踏まえた教育課程が編成されれば、通級による指導での手立ても含め、支援が継続されていくことが期待できます。

また、幼稚園において、基礎的環境が整備され、支援体制が構築され、関係機関による専門的な助言をもとに指導・支援の工夫がなされていけば、支援情報が小学校に引き継がれていくことが期待できます。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が促進され、幼稚園と小学校、中学校と高等学校の指導のつながりが一層充実していくことを期待します。

5 障害種ごとの「配慮事項」への期待

「特別支援学級や通級による指導における質の確保を図る観点から、障害種ごとの基本的な対応や教育活動全般にわたる主な配慮事項について、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に資する基本的事項として示すことが必要である」と示されていることは、大変重要であると考えます。また、「その際、合理的配慮の提供との関係についても整理するとともに、特別支援学級や通級による指導における全国的な教育水準の保障の観点から、その示し方についても併せて整理することが必要である。」と示していただいたことも、同様に重要であると考えます。

学習指導要領に、障害種ごとの基本的な対応や配慮事項、基礎的環境整備と合理的配慮のとらえ方などが整理されて示されることにより、通級による指導、特別支援学級の担任をはじめ全教員の指導・支援の拠り所として、大変有用なものとなると考えます。

以上、特別支援教育の更なる充実を期待して、全特協からの意見を提出させていただきます。